

[別紙1]

随意契約理由書

件名	荻藻島クリーンセンター 1号ごみクレーン巻上げドラム補修
契約の相手方	JFEプラントエンジニア株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>当センターは、収集運搬された廃棄物を一時貯留し、市内3か所で焼却業務を担当するクリーンセンターへ、その廃棄物を中継する施設であり、クレーン設備は中継業務の要として重要な設備である。</p> <p>本補修は、運転不能となっている1号ごみクレーンについて実施するもので、その要因となっている巻上げドラムの補修を行い、その機能を回復するものである。</p> <p>本請負人は、当該クレーン設備について独自の技術開発により設計製作及び据付を行った業者であり、本装置の性能・仕様・メンテナンス方法に関する技術的知識、情報は本請負人しか有していない。</p> <p>したがって、当該装置の本補修は上記業者しか履行できないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部施設課荻藻島クリーンセンター (電話番号 078-652-3398)